

個人番号(マイナンバー)申告書

浅口市教育委員会 様

年 月 日

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の申請(変更申請)、申請内容の変更の届出、支給認定証の再交付にあたり、個人番号確認書類及び身元確認書類を提示して個人番号を申告します。また、私以外の世帯員については、個人番号及び特定個人情報の取扱い事務について、私が個人番号関係事務実施者として番号確認及び本人確認を行ったうえで、個人番号を申告します。

保護者氏名
(申請者)

※教育・保育給付認定(現況)申請書兼利用申込書等の「保護者」欄に記載した保護者を記入してください。

■保護者

ふりがな氏名	児童との続柄	生年月日	個人番号(マイナンバー)
	・父・母 ・その他 ()	年 月 日	
	・父・母 ・その他 ()	年 月 日	

■申込児童

ふりがな氏名	生年月日	個人番号(マイナンバー)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

■その他世帯員 ※その他の世帯員全員(教育・保育給付認定申請書に記載された方全員)について記入してください。

ふりがな氏名	児童との続柄	生年月日	個人番号(マイナンバー)
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

別居している生計を一にする子どもがいる場合は、その子どもの個人番号も記載してください。

■保護者の代理人(配偶者等)が、窓口提出する場合

当申告書の「保護者氏名(申請者)」欄に記載した保護者以外の方(配偶者、祖父母等)が代理人として申請する場合は、下記委任状に必要事項を記入・押印してください。

委任状		年 月 日
【代理人】	住 所	
※窓口に来られる方	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者を代理人として定め、教育・保育給付認定の申請(変更申請)、申請内容の変更の届出、支給認定証の再交付申請及び個人番号(マイナンバー)の申告の権限を委任します。		
【保護者】	住 所	
※当申告書の「保護者氏名(申請者)」欄に記載した保護者	氏 名	
	生年月日	年 月 日

1 利用目的について

提出を受けた個人番号及び特定個人情報等は、保育料の算定事務等、子ども・子育て支援法による施設型給付費・地域型保育給付費等にかかる支給に関する事務であって法令で定めるものに必要な目的の範囲で取り扱います。

※提出を受けた個人番号は、市において厳重に保管・管理します。受付施設等では保管・管理はしません。

※申請者が他の世帯員から個人番号の提供を受ける場合には、上記「利用目的について」を他の世帯員にも明示してください。

2 本人確認(番号確認＋身元確認)について

個人番号を収集する際は、正しい個人であることの確認(番号確認)と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認(本人確認)が必要であり、個人番号申告の際に以下の確認書類の提示が必要となります。申請者(保護者)の番号確認及び身元確認のため、確認書類の提示をお願いします。

個人番号確認書類 (以下のうちいずれか1点)

- ☐ 個人番号カード
- ☐ 通知カード (住所、氏名等の記載事項が住民票と一致していない場合は、個人番号確認書類として利用できません)
- ☐ 個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書

身元確認書類 (以下Aに該当する書類は1点、Aが困難な場合はBの書類の中から2点)

A 写真つき身分証明書(1点で可)	B その他の身元確認書類(2点必要)
☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 住基カード(写真つき) ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 在留カード又は特別永住者証明書等	☐ 各種健康保険被保険者証 ☐ 年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 社員証、学生証等 ※「氏名、住所及び生年月日」、「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が記載されているものに限りします。

3 提出方法

担当課窓口へ提出する場合	利用中の施設へ提出する場合
(1)保護者(申請者)本人が提出する場合 表面の申告書を記入し、窓口で 保護者(申請者)の「個人番号確認書類」と「身元確認書類」 を提示してください。	表面の申告書を記入し、 保護者(申請者の) ・「個人番号確認書類」の写し ・「身元確認書類」の写し の両方を封筒に入れて必ず封をして提出してください。
(2)代理人(保護者の配偶者等)が提出する場合 ・保護者(申請者)の「委任状」が必要です。 保護者(申請者)は、表面の申告書及び委任状欄を記入してください。 ・保護者(申請者)の「個人番号確認書類の写し」と代理人の「本人確認書類(原本)」を持参してください。 ※ただし、使者として来所する場合は、「保護者(申請者)の個人番号確認書類」と「保護者(申請者)の本人確認書類」の写しを封筒に入れて封をしたものを持参してください。	(例) ・個人番号カードの写しのみ ・個人番号が記載された住民票の写しと、運転免許証の写し

4 その他

・個人番号(マイナンバー)申告書を提出いただく際に、個人番号の記載がない場合(個人番号が分からないなど)でも、申請書の受付は可能です。

・複数の児童が申請する場合、「個人番号(マイナンバー)申告書」の提出は1枚で構いません。(1世帯につき1枚)